

公的研究費等の不正行為に関する通報窓口について

- 学内外からの研究費不正行為に関する通報（相談）を受け付ける窓口を、大学教務課研究費担当とします。
- 通報・相談の受付方法
 - 電話、電子メール、FAX、書面または面会により受け付けています。
 - 通報者からの情報を正確に把握し、迅速に対応するため、書面での通報の際には本学の様式を利用してください。
 - 受付場所：修文大学・修文大学短期大学部 教務課研究費担当
 - 受付時間：午前8：30－11：30 午後12：30－16：50
 - ※ただし、土・日・祝および年末年始は業務を行っておりません。
- 書面等送付・連絡先
 - ◆郵送：〒491－0938 愛知県一宮市日光町6番地
修文大学・修文大学短期大学部 教務課 研究費担当 宛
※「通報」と明記してください。
 - ◆電話：0586－45－2101 FAX：0586－45－4410
 - ◆Eメール：kyomu@shubun.ac.jp

注意事項

通報をされる方は、以下の事項をご確認のうえ、電話、電子メール、ファックス、書面または面会によりご連絡ください。

- (1) 通報にあたっては、通報者の氏名および連絡先を記入してください。
- (2) 通報の内容は、修文大学・修文大学短期大学部において通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしていることを具体的に記述してください。
- (3) 通報内容を把握するため、窓口より連絡させていただくことがあります。
- (4) 受け付けた通報は、調査の必要性を検討し受理するか否かの決定を行います。また、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させていただきます。
- (5) お寄せいただいた内容が一般的なご意見、苦情等の類であり、通報対象事実でない場合は、情報提供として所掌部局等に転送させていただき、業務の改善に活用させていただきます旨、ご了承ください。
- (6) 通報（相談）による秘密は、個人情報の保護に関する法律等により守られます。
- (7) 通報者が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通報をした場合には、規則等により処分の対象となることがあります。